

越前市土砂災害危険住宅対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）に基づき、土砂災害対策改修事業を行う者に対し、予算の範囲内において、越前市土砂災害危険住宅対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により福井県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（以下「住宅等」という。）並びに店舗等の用途を兼ね備える住宅等（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）であって、土砂災害特別警戒区域の指定時に現に存していたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）が行う越前市内に存する危険住宅を、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合するよう改修する事業（以下「補助対象事業」という。）をいう。ただし、補助対象事業は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに実績報告を行い、補助金の額の確定ができるものとする。

- (1) 危険住宅の所有者である者
- (2) 越前市税を滞納していない者
- (3) 当該事業について、国若しくは県又は市の他の補助金を受けていないもの又は受ける予定のないもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、土砂災害対策改修に係る工事費とす

る。

2 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費に23パーセントを乗じて得た額とし、75万9千円を上限とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 工事設計書(様式第2号及び様式第3号)
- (3) 当該建物の登記事項証明書その他危険住宅の所有者が確認できるもの
- (4) 危険住宅の位置図及び付近見取図
- (5) 危険住宅の現況外観写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が公簿その他必要な方法により市長が調査することに同意し、市長が確認できる書類は、添付を要しないものとする。

(実績報告)

第6条 補助対象者は、補助対象事業完了後速やかに、規則第13条第1項第1号に規定する補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 精算設計書(様式第4号及び様式第5号)
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 工事の内容が分かる書類
- (4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
(補助対象事業が同法第6条第1項に規定する工事に該当する場合に限る。)
- (5) 支出証拠書類(施工業者の領収書の写し又はこれに代わる証拠書類等)
- (6) 着工前、工程及び工事完了の状況が分かる書類(危険住宅改修工事の写真)
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。